

## 福岡地方裁判所委員会（第41回）議事概要

### 1 開催日時

平成27年12月21日（月）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

福岡地方裁判所新館2階1号評議室

### 3 出席者

（委員）

木村元昭委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，大場信恵委員，貝阿彌千絵子委員，北野彰委員，小林康夫委員，鈴木芳胤委員，竹島史浩委員，田中利美委員，初村清香委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，森村純子委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

大橋弘治裁判官，町田政弘事務局長，松岡俊二刑事首席書記官，徳島裕之刑事次席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

吉岡誠総務課長，松尾知己総務課課長補佐

### 4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

#### (1) 委員長及び副委員長（代理）の指名

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき木村元昭委員が委員長に，同条3項により志村英生委員が副委員長にそれぞれ指名された。

#### (2) 裁判員裁判の実施状況等について

（候補者待合室，質問手続室，法廷等の見学を行った後，1号評議室において大橋弘治第3刑事部裁判官から，裁判員裁判の実施状況等について説明した上で，意見交換を行った。）

△ 裁判員候補者として裁判所に来庁する時点で，どのような事件を担当し，裁判にどれくらいの期間がかかるかといった情報を裁判員候補者は知らされ

ているのですか。

- ◇ 裁判所から裁判員候補者に対し、裁判所にお越しく下さいという文書を発送する際に、裁判の開始から終了までどれくらいの期間を見込んでいるかといった情報を裁判員候補者にお伝えしています。事件の内容については、選任手続期日の当日に、裁判所からの説明の際にお伝えしています。
- △ 具体的にどれくらいの期間、裁判に関わることになるのでしょうか。
- ◇ 事件によっては数週間やそれ以上かかる場合もありますが、裁判員の選任手続から判決まで5日間程度という事件が最も多いのではないのでしょうか。以前は、午前中に選任手続を行い、その日の午後からすぐに裁判を始めたこともありましたが、最近は選任手続から2日程度時間を空けた後に裁判を開始するなど、裁判員の準備や負担に配慮することが多いように思います。
- △ 選任から裁判の開始まである程度時間を空けないと仕事の調整などができないので、そのような配慮は重要だと思います。
- 最終的には裁判員らが「有罪」や「無罪」といった評決を行うことになると思いますが、その結論に至るまで評議はどのように進むのでしょうか。裁判員の中には意見を述べるのが苦手な方もいるでしょうし、やはり裁判官が評決に向けて意見をリードしていくのでしょうか。
- ◇ 裁判官が一定の結論に向けて議論をリードするということはありません。私の経験から言えば、裁判員に選ばれた方は皆さん大変責任感が強く、一生懸命考えていらっしゃるもので、議論が大変白熱することが多々あります。
- 法律の世界に無縁の方にとって裁判はとても難しいし、裁判員に課された守秘義務も本当に心理的に負担だと思います。裁判員を経験した方の精神的ケアは大変難しいと思いますが、裁判所ではどのような取組を行っているのでしょうか。
- ◇ まず守秘義務の点について、評議など非公開の場での話は守秘義務の対象となりますが、公開の法廷で明らかになったことは対象になりませんので、「何も話してはいけない」と必要以上に負担に感じないように、まずご理解

いただくようにしています。精神的なケアについては、「裁判员メンタルヘルスサポート窓口」というコールセンターを開設して専門家に相談できる態勢を整えています。また、裁判员が、コールセンターは大げさなイメージがあって利用しにくいものの、裁判終了後も心にわだかまりを持って悩まれているという場合もあるでしょうから、「同じ裁判に関わった仲間の方が話しやすいこともあると思いますので、裁判官にも気軽に電話してください」とお話しするようにしています。

その他にも、遅くとも午後4時30分、できれば午後4時位に裁判が終わるように裁判所としても心がけています。朝から夕方まで、ぎっしり詰め込みすぎると裁判员の心身の負担がかなり大きくなってしまうからです。

- 裁判员に対して、裁判の内容について記者の取材を避けるようにしてくださいと裁判所から話をするところがあるのでしょうか。
- ◇ 裁判员裁判が終わったあと、裁判员に対して記者クラブから記者会見が求められ、その機会をきっかけにして、後に取材が行われることもあるようです。裁判所から記者の取材を「受けてください」、「受けないでください」とお願いすることはありません。余程取材でお困りになるなどご相談がない限り、裁判员の皆さんのご判断にお任せしております。
- 先ほど話があったように、選任手続から少し時間を空けて裁判を開始するという現在の運用について皆さんのご意見はいかがでしょうか。
- △ 実際に裁判员として選任されるのは候補者の一部であり（選ばれないことを見越して仕事の調整をしていないこともあり得るため）、仕事の段取りなどを調整する時間が必要となることを考えると、少し時間を空ける方が良いと思います。
- 裁判员に選任された直後は心理的にも一種の高揚状態にあるため、選任から少し時間が空く方が冷静になることができよいと思います。
- 裁判员経験者に対して、裁判を終えたのちにアンケートを行っているという説明がありましたが、その結果を教えてください。

◇ アンケートの質問には「裁判員をやりたいと思ったか」「裁判員を経験して良かったか」といった質問があります。前者について、実は、半数くらいの方が「やりたくなかった」と答えています。一方で、後者の質問については「経験して非常に良かった」、「良かった」という回答を合わせると約95パーセントにもなります。「触れることがなかった世界に触れることができ人生の勉強になった」という回答をされた方もあり、皆様が真剣に取り組んでくださっていることがよく分かると思います。

○ 裁判員制度に対しては、制度導入当初に様々な意見があったと思いますが、時間を経て大分定着したように感じています。今後も、中高生や大学生など、次世代への教育が重要だと思えますが、裁判所はどのような取組みをされていますか。

◇ 裁判官が出前講義を行うなど、若い世代の理解が進むような取組を行っています。学生が裁判傍聴することも年々増えていると感じています。

(3) 次回委員会（第42回）の予定

ア 日時

平成28年5月27日（金）午後3時00分から午後4時30分まで

イ テーマ

簡易裁判所における交通事故の事件処理の状況について

以 上